平成28年第１回神奈川県議会定例会議案

（条例その他）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定県第23号議案	神奈川県行政不服審査会条例	1
定県第24号議案	神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例	4
定県第25号議案	職員の退職管理に関する条例	6
定県第26号議案	神奈川県競輪組合承継基金条例を廃止する条例	8
定県第27号議案	神奈川県個人情報保護条例等の一部を改正する条例	9
定県第28号議案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	15
定県第29号議案	職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	16
定県第30号議案	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	18
定県第31号議案	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例	26
定県第32号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	28
定県第33号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	29
定県第34号議案	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例	30
定県第35号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	33
定県第36号議案	神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	34
定県第37号議案	神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例	35
定県第38号議案	特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例	36
定県第39号議案	産業集積の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	37
定県第40号議案	かながわボランタリー活動推進基金21条例の一部を改正する条例	39
定県第41号議案	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	40
定県第42号議案	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	42
定県第43号議案	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	43
定県第44号議案	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	45

番　　号	件　　名	ページ
定 県 第 45 号 議 案	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	47
定 県 第 46 号 議 案	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例	52
定 県 第 47 号 議 案	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例	53
定 県 第 48 号 議 案	都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例	55
定 県 第 49 号 議 案	神奈川県建築審査会条例の一部を改正する条例	57
定 県 第 50 号 議 案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	58
定 県 第 51 号 議 案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	59
定 県 第 52 号 議 案	建設事業等に対する市町負担金について	60
定 県 第 53 号 議 案	神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界変更について	62
定 県 第 54 号 議 案	境界変更に伴う財産処分に関する協議について	64
定 県 第 55 号 議 案	行政不服審査会の事務の受託について	65
定 県 第 56 号 議 案	神奈川県環境基本計画の変更について	67
定 県 第 57 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	68
定 県 第 58 号 議 案	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款	69
定 県 第 59 号 議 案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について	72

定県第23号議案

神奈川県行政不服審査会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第４項の規定に基づき、神奈川県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　神奈川県行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、12人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第３条　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

５　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

６　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第４条　審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

（専門委員）

第５条　審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、当該専門の事項について学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

４　第３条第４項及び第５項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

（調査審議）

第６条　審査会は、委員の全員をもって構成する会議（以下「全体会」という。）で調査審議を行う必要があると認める場合を除き、その指名する委員３人以上をもって構成する部会で調査審議する。

（全体会）

第７条　全体会は、会長が招集し、その議長となる。

２　全体会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う者）を含む委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第８条　部会に部会長を置き、会長がその構成に加わる部会にあっては会長が部会長となり、その他の部会にあっては当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2　部会長は、当該部会の会務を掌理する。

3　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

4　前条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「全体会」とあるのは「部会」と、同条第１項及び第２項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項及び同条第３項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（委員等の除斥）

第９条　委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（調査審議の手続の併合又は分離）

第10条　審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2　審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

（交付の求め）

第11条　行政不服審査法（以下「法」という。）第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

⑴　交付に係る法第81条第３項において準用する法第78条第１項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

⑵　対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

⑶　対象主張書面等又は対象電磁的記録について第13条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

（交付の方法）

第12条　法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によって行う。

⑴　対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

⑵　対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

（送付による交付）

第13条　法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、法第81条第３項において準用する法第78条第４項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録され

た事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査会が定める方法により納付しなければならない。

（会長への委任）

第14条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が全体会に諮って定める。

（罰則）

第15条　第３条第５項（第５条第４項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

行政不服審査法の全部改正に伴い、行政処分に対する審査請求について、裁決の公正性を向上させるために第三者機関を置くこととされたことから、新設する神奈川県行政不服審査会の組織及び運営に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第24号議案

神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項及び第５項（これらの規定を同法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）並びに同法第81条第３項において準用する同法第78条第４項及び第５項の規定に基づき、不服申立てに関する書類、書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の額）

第２条　行政不服審査法（以下「法」という。）第38条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項（法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第３項において準用する法第78条第４項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、別表の左欄に掲げる交付の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

（手数料の納付時期）

第３条　手数料は、法第38条第１項（法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。

（手数料の減免）

第４条　審理員（審査庁が法第９条第１項第３号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあっては審査庁とし、再審査庁が法第66条第１項において準用する法第９条第１項第３号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁とし、他の法令において法第38条第５項を準用する場合にあっては当該法令に基づいて手数料を減額し、又は免除する権限を有する者とする。）又は神奈川県行政不服審査会（以下「審理員等」という。）は、法第38条第１項（法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第66条第１項において法第38条第１項を準用する場合にあっては再審査請求人又は参加人とし、他の法令において法第38条第１項を準用する場合にあっては当該法令の規定による交付を受ける者とする。以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

２　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第１項（法第66条第１項及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第３項において準用する法第78条第１項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員等に提出しなければならない。

３　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなけれ

ばならない。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

交　付　の　方　法	金　　額
1　書類、書面又は資料（以下「書類等」という。）を複写機により用紙（日本工業規格Ａ列４番又は日本工業規格Ａ列３番の大きさの用紙に限る。以下同じ。）に白黒で複写したものの交付	用紙１枚につき　10円
2　書類等を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙１枚につき　40円
3　電磁的記録に記録された事項を用紙に白黒で出力したものの交付	用紙１枚につき　10円
4　電磁的記録に記録された事項を用紙にカラーで出力したものの交付	用紙１枚につき　40円

備考　両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を用紙１枚として手数料の額を算定する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申立てに関する書類の写しの交付手数料等に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第25号議案

職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第38条の２第８項及び第38条の６第２項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第２条　地方公務員法（以下「法」という。）第38条の２第１項、第４項及び第５項の規定によるもののほか、再就職者（同条第１項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第 120 号）第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の２第１項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（法第38条の２第１項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（法第38条の２第１項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第３条　管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の２第３項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第２項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び退職派遣者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第２項に規定する退職派遣者をいう。）を除く。）は、離職後２年間、営利企業（法第38条第１項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に氏名、離職時の職、再就職先の名称その他の人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（任命権者の報告及び知事の公表）

第４条　任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

２　知事は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、氏名、離職時の職、再就職先の名称その他の人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第26号議案

神奈川県競輪組合承継基金条例を廃止する条例

神奈川県競輪組合承継基金条例（平成27年神奈川県条例第８号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成28年５月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

解散した神奈川県競輪組合の清算の終了に伴い、神奈川県競輪組合承継基金条例を廃止したいので提案するものであります。

定県第27号議案

神奈川県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（神奈川県個人情報保護条例の一部改正）

第１条　神奈川県個人情報保護条例（平成２年神奈川県条例第６号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条の２第１項中「第41条の２」を「第41条の２第１項」に改め、同条第３項中「第40条第２号及び第41条第３号において」を「以下」に改める。

「第３節　不服申立て」を「第３節　審査請求」に改める。

第39条の２の見出しを「(公営企業管理者等に対する審査請求)」に改め、同条中「県」を「公営企業管理者若しくは県」に、「又は当該」を「又は公営企業管理者若しくは県が設立した」に改め、「者は、」の次に「当該公営企業管理者又は」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第39条の３　第22条第１項、第31条第１項若しくは第38条第１項の決定又は開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為（以下「不開示等の決定又は不作為」という。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

第40条中「第22条第１項、第31条第１項又は第38条第１項の決定について、行政不服審査法による不服申立て」を「不開示等の決定又は不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する決定又は裁決」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条各号を次のように改める。

⑴　審査請求が不適法であり、却下するとき。

⑵　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

⑶　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

⑷　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第40条に次の１項を加える。

２　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第29条第２項の弁明書の写しその他知事が定める書類を添えてしなければならない。

第41条中「前条」を「前条第１項」に改め、同条第１号を次のように改める。

⑴　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第41条第２号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第３号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示又は不開示の決定」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第41条の２の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に、「手続等」を「手続」に改め、同条中「決定又は」を削り、同条第１号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第２号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を変更し、当該開示又は不開示の決定」を「（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に、「第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に」を「当該保有個人情報に含まれる第三者に関する情報の開示について、当該第三者が反対意見書を提出している場合又は当該第三者が参加人として意見等（次条第３項若しくは第43条第１項若しくは行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第31条第１項に規定する意見又は第43条第３項若しくは同法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第30条第２項に規定する意見書をいう。）において」に改め、同条に次の１項を加える。

２　開示の請求に係る不作為についての審査請求が理由がある旨の裁決をし、当該審査請求に係る保有個人情報を開示することとする場合における第23条の２第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項ただし書中「場合」とあるのは「場合又は当該第三者が参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。次項において同じ。）として意見等（第41条の２第１項第２号に規定する意見等をいう。次項において同じ。）において当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合」と、同条第３項前段中「提出した」とあるのは「提出し、又は第三者である参加人が意見等において当該参加人に関する情報の開示に反対の意思を表示した」と、同項後段中「第三者」とあるのは「第三者又は当該反対の意思を表示した参加人」とする。

第42条第１項中「第22条第１項、第31条第１項又は第38条第１項の決定」を「不開示等の決定又は不作為」に、「当該決定に係る」を「当該」に改め、同条第３項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に改め、「次条」の次に「及び第44条」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「書類」を「資料」に改める。

第43条及び第44条を次のように改める。

（意見の陳述等）

第43条　審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

３　審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見書又は資料の提出を認めることができる。

（提出資料等の写しの送付等）

第44条　審査会は、第42条第３項に規定する資料又は前条第３項に規定する意見書若しくは資料（審査請求人等から提出されたものに限る。以下この条において「資料等」という。）の提出があったときは、当該資料等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料等の閲覧（電磁的記録にあっては、

記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4　審査会は、第２項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（神奈川県行政手続条例の一部改正）

第２条　神奈川県行政手続条例（平成７年神奈川県条例第１号）の一部を次のように改正する。

第19条第２項第４号中「ことのある」を削る。

（神奈川県情報公開条例の一部改正）

第３条　神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条第１項中「以下」の次に「この条、第17条第３号及び第18条第１項において」を加え、同条第３項中「(以下「反対意見書」という。)」を削り、「反対意見書を」を「当該意見書（以下「反対意見書」という。）を」に改める。

「第３章　不服申立て」を「第３章　審査請求」に改める。

第15条の２の見出しを「(公営企業管理者等に対する審査請求)」に改め、同条中「県」を「公営企業管理者若しくは県」に、「又は当該」を「又は公営企業管理者若しくは県が設立した」に改め、「者は、」の次に「当該公営企業管理者又は」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第15条の３　諾否決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

第16条中「について行政不服審査法による不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する決定又は裁決」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条各号を次のように改める。

⑴　審査請求が不適法であり、却下するとき。

⑵　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

第16条に次の１項を加える。

2　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第29条第２項の弁明書の写しその他知事が定める書類を添えてしなければならない。

第17条中「前条」を「前条第１項」に改め、同条第１号を次のように改める。

⑴　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第17条第２号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第３号中「不服申立て」を「審査請求」に、「諾否決定」を「行政文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は」を削り、同条第１号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第２号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を

変更し、」を「（審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る」に改め、「裁決（」の次に「当該行政文書の公開について、」を、「場合」の次に「又は参加人が意見等（次条第３項若しくは第20条第１項若しくは行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第31条第１項に規定する意見又は第20条第３項若しくは同法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第30条第２項に規定する意見書をいう。）において反対の意思を表示している場合」を加え、同条に次の１項を加える。

２　公開請求に係る不作為についての審査請求が理由がある旨の裁決をし、当該審査請求に係る行政文書を公開することとする場合における第12条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項ただし書中「場合」とあるのは「場合又は当該第三者が参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。次項において同じ。）として意見等（第18条第１項第２号に規定する意見等をいう。次項において同じ。）において当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合」と、同条第３項前段中「提出した」とあるのは「提出し、又は参加人が意見等において当該審査請求に係る行政文書の公開に反対の意思を表示した」と、同項後段中「第三者」とあるのは「第三者又は当該反対の意思を表示した参加人」とする。

第19条第１項前段中「諾否決定に係る」を削り、同項後段中「諾否決定に係る」を「当該」に改め、同条第３項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

（意見の陳述等）

第20条　審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

３　審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見書又は資料の提出を認めることができる。

（提出資料等の写しの送付等）

第21条　審査会は、第19条第３項に規定する資料又は前条第３項に規定する意見書若しくは資料（以下この条において「資料等」という。）の提出があったときは、当該資料等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料等の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

３　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4　審査会は、第２項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第４条　職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第13条第４項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第１項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項本文」に改める。

（神奈川県青少年保護育成条例の一部改正）

第５条　神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条～第53条」を「第51条・第52条」に、「第54条～第56条」を「第53条～第55条」に改める。

第52条を削り、第53条を第52条とする。

第８章中第54条を第53条とし、第55条を第54条とし、第56条を第55条とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（神奈川県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

2　実施機関の保有個人情報の開示の請求、訂正の請求若しくは利用停止の請求（以下「開示の請求等」という。）に対する決定又は開示の請求等に係る実施機関の不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の開示の請求等に対する決定又はこの条例の施行前にされた開示の請求等に係る実施機関の不作為に係るものについては、第１条の規定による改正後の神奈川県個人情報保護条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（神奈川県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

3　実施機関の行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に対する諾否の決定又は公開請求に係る実施機関の不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の公開請求に対する諾否の決定又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、第３条の規定による改正後の神奈川県情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4　この条例の施行前にされた一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分に係る取消しの申立てについては、第４条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（神奈川県青少年保護育成条例の一部改正に伴う経過措置）

5　この条例の施行前にされた神奈川県青少年保護育成条例第９条第１項、第10条第１項、第15条第１項又は第27条第１項の指定についての異議申立てに係る決定による当該指定の取消し又は変更の告示については、なお従前の例による。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員による審理手続の適用除外等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第28号議案

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

事務部局の区分		定数
知事		7,485人
公営企業管理者		1,001人
議会		76人
選挙管理委員会		5人
監査委員		41人
人事委員会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		776人
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	12,339人
	その他の職員	1,148人
	小計	13,487人
労働委員会		21人
神奈川海区漁業調整委員会		3人
合計		22,928人

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

スポーツ局の設置、県立学校の児童・生徒数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

定県第29号議案

職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第１条　職員の分限に関する条例（昭和26年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（降給の種類及び事由）

第２条　降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任を伴うものを除く。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

２　任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降格することができる。

⑴　人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

⑵　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

⑶　前２号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を欠く場合

⑷　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

３　任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降号することができる。

⑴　勤務能率が低下した場合

⑵　前号に規定する場合のほか、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

第３条第１項中「又は」を「、」に改め、「休職する場合」の次に「又は前条第２項第２号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加える。

（市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正）

第２条　市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和31年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（降給の種類及び理由）

第２条　降給の種類は、降格（県費負担教職員の意に反して、当該県費負担教職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任を伴うものを除く。以下同じ。）及び降号（県費負担教職員の意に反して、当該県費負担教職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

２　任命権者は、県費負担教職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降格することができる。

⑴　人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

⑵　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

⑶　前２号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を欠く場合

⑷　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により県費負担教職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

３　任命権者は、県費負担教職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降号することができる。

⑴　勤務能率が低下した場合

⑵　前号に規定する場合のほか、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

第３条第１項第１号中「者として、」を「ものとして」に改め、「、その意に反して、」を削り、同項第２号中「者」を「もの」に改め、「、その意に反して、」を削り、同項に次の１号を加える。

⑶　前条第２項第２号の規定に該当するものとして県費負担教職員を降格する場合

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、降給の種類、降格の手続について規定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第30号議案

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	神奈川県統計報告調整審議会	神奈川県が行う各種統計事務につき知事その他の執行機関（公安委員会を除く。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15人以内
	神奈川県総合計画審議会	神奈川県の総合計画につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	30人以内
	神奈川県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年神奈川県条例第50号）に基づき、実施機関が行う補償の実施に対する不服の審査、裁定等に関すること。	３人以内
	神奈川県特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	10人以内
	神奈川県職員等不祥事防止対策協議会	職員等の不祥事防止対策の立案及び実施に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	６人以内
	神奈川県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議するとともに、その実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	20人以内
	神奈川県消費生活審議会	消費生活に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報	20人以内

		告し、又は意見を建議すること。	
	神奈川県消費者被害救済委員会	神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第１号）に基づき、消費者の被害に係る紛争に関しあつせん及び調停を行うとともに、消費者の被害に係る訴訟費用等の援助に関する事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	９人以内
	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成２年神奈川県条例第６号）の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第１項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
	神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例第39条の３に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	５人以内
	神奈川県情報公開審査会	神奈川県情報公開条例第10条第１項に規定する諾否決定若しくは同条例第５条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は同条例第26条第５項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	７人以内
	神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会	かながわボランタリー活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）第７条に規定する事業等の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	10人以内
	神奈川県男女共同参画審議会	男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第８号）第14条第１項	12人以内

		の規定により申出があつた提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	
	神奈川県文化芸術振興審議会	文化芸術の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	神奈川県指定特定非営利活動法人審査会	地方税法第37条の２第１項第４号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）の定めるところにより知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	８人以内
	神奈川県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第４項の規定に基づき、子ども･子育て支援事業支援計画、子ども･子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第３条第１項に規定する設備及び運営の向上につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	神奈川県いじめ問題再調査会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第２項及び第31条第２項の規定に基づき、同法第28条第１項の規定による調査の結果につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告するこ	10人以内

	と。	
神奈川県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項につき知事又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
神奈川県水産審議会	漁業協同組合整備計画並びに漁業構造改善事業の計画の樹立及び実施に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
神奈川県公害審査会	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第14条の規定に基づき、公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁並びに同法によりその権限に属させられた事項を行うこと。	9人以上15人以内
神奈川県卸売市場審議会	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第71条第1項の規定に基づき、知事の諮問に応じ、卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議すること。	20人以内
神奈川県環境影響評価審査会	環境影響評価に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
神奈川県都市農業推進審議会	神奈川県都市農業推進条例（平成17年神奈川県条例第90号）の定めるところにより知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10人以内
神奈川県生活習慣病対策委員会	生活習慣病の発生等を予防するため、その対策につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建	20人以内

	議すること。	
神奈川県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき、知事の諮問に応じて薬事に関する重要事項を調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
神奈川県調理師試験委員	調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15人以内
神奈川県クリーニング師試験委員	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定によるクリーニング師試験の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	10人以内
神奈川県ふぐ包丁師試験委員	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）第4条の規定によるふぐ包丁師試験の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15人以内
神奈川県製菓衛生師試験委員	製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定による製菓衛生師試験の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15人以内
神奈川県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
神奈川県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定に基づき市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する審査請求につき知事の諮問に応じて調査審議し、その	18人以内

		結果を報告するとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する審査請求につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	
	神奈川県食の安全・安心審議会	食の安全・安心の確保に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	神奈川県労働審議会	労働問題に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	神奈川県観光審議会	観光に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	神奈川県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき、知事の諮問に応じ、組合協約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに特殊契約及び団体協約に関し知事の行うあつせん又は調停につき調査審議し、それらの結果を報告すること。	7人以内
	神奈川県駐留軍関係離職者等対策協議会	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第9条の規定に基づき、駐留軍関係離職者等対策の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	20人以内
	神奈川県大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置する者による生活環境の保持のための適正な配慮に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	10人以内
	神奈川県職業能力開発審	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64	15人以内

	議会	号）第91条の規定に基づき、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	
	神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会	中小企業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	神奈川県屋外広告物審議会	屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく広告物の掲出等につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	18人以内
	神奈川県宅地建物取引業審議会	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第73条の規定に基づき、宅地建物取引業に関する重要事項につき、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	9人以内
	神奈川県公園等審査会	公園施設の整備及び管理並びに並木及び街路樹の植栽に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	14人以内
	神奈川県港湾審議会	港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の運営及び港湾の開発に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8人以内
	神奈川県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は水防に関し関係機関に対して意見を建議すること。	16人以内
教育委員会	神奈川県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	神奈川県産業教育審議会	産業教育振興法（昭和26年法律第228号）	20人以内

		第12条の規定に基づき、産業教育に関する重要事項につき教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	
	神奈川県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成２年法律第71号）第10条第２項及び第３項の規定に基づき、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項につき教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	神奈川県いじめ防止対策調査会	いじめ防止対策推進法第14条第３項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、同法第28条第１項の規定に基づき、県立学校における同項の重大事態につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	９人以内

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

(提案理由)

本庁機関の再編等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第31号議案

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第６条及び第７条を削り、第８条を第６条とし、第９条を第７条とし、同条の次に次の２条を加える。

（漁港事務所）

第８条　漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づく県営漁港の維持管理及び取締り並びに漁港の修築、整備等に関する事務を分掌させるため、漁港事務所を設置する。

２　漁港事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置	所管区域
神奈川県東部漁港事務所	三浦市晴海町１番７号	鎌倉市以東の漁港区域
神奈川県西部漁港事務所	小田原市早川１丁目２番１号	藤沢市以西の漁港区域

（地区農政事務所）

第９条　農業、林業等に関する事業の執行及び農地の利用調整等に関する事務を分掌させるため、地区農政事務所を設置する。

２　地区農政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置	所管区域
神奈川県横浜川崎地区農政事務所	横浜市緑区三保町2,076番地	横浜市、川崎市（国有農地等の管理に関する事務にあつては、神奈川県全域）

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、同条の次に次の１条を加える。

（精神保健福祉センター）

第13条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく医療、保護、保健、福祉等に関する事務を分掌させるため、神奈川県精神保健福祉センターを横浜市港南区芹が谷２丁目５番２号に設置する。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

本庁機関の再編等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第32号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「徴収」の次に「の業務」を、「除く。)」の次に「が当該業務に従事したとき」を加え、同条第２項中「月額２万5,000円」を「日額1,250円」に改める。

第47条第１項中「第２号の２」を「第２号」に改め、同項第２号を削り、同項第２号の２を同項第２号とし、同項第３号中「業務」の次に「(次号に掲げる業務を除く。)」を加え、同号の次に次の１号を加える。

⑶の２　人事委員会規則で定める死体に対して行う検視等の業務で人事委員会規則で定めるもの

第47条第１項第12号から第14号までを次のように改める。

⑿から⒁まで　削除

第47条第１項第17号を次のように改める。

⒄　海上保安庁の巡視船に乗り組み、遠隔地の離島の周辺海域で行う水上警戒業務で人事委員会で定めるもの

第47条第１項第18号を削り、同条第２項中「業務の種類に応じ、人事委員会規則で定め、同項第２号に掲げる業務にあつては日額410円とし、同項第２号の２」を「同項第２号」に、「2,700円までの範囲内で」を「2,380円までの範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定め、同項第３号の２に掲げる業務にあつては１体につき2,700円とし」に、「6,000円」を「8,000円」に、「第18号」を「第17号」に、「190円から600円」を「240円から1,100円」に改める。

附則第３項中「2,700円」を「2,380円」に、「5,400円」を「4,760円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の第47条第１項第３号に掲げる業務に従事した職員が、施行日以後引き続きこの条例による改正後の同項第３号の２に掲げる業務に従事した場合については、なお従前の例により警察業務手当を支給する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

職員の勤務実態等を勘案し、特殊勤務手当について所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第33号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第15条の４第１項中「中学校就学の始期に達するまでの子（」を「義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、」に改める。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条　学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第12条の４第１項中「中学校就学の始期に達するまでの子（」を「義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第１条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の４第１項の規定により承認された子の看護休暇については、第１条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の４第１項の規定により承認された子の看護休暇とみなす。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３　施行日前に第２条の規定による改正前の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の４第１項の規定により承認された子の看護休暇については、第２条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の４第１項の規定により承認された子の看護休暇とみなす。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

子の看護休暇の対象となる子の範囲について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第34号議案

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第１条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（神奈川県立神奈川近代文学館条例の一部改正）

第２条　神奈川県立神奈川近代文学館条例（昭和59年神奈川県条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第２の備考３中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（神奈川県立藤野芸術の家条例の一部改正）

第３条　神奈川県立藤野芸術の家条例（平成７年神奈川県条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１　宿泊室等利用料金の表中「中学生（」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（神奈川県立地球市民かながわプラザ条例の一部改正）

第４条　神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成９年神奈川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第３中

「	小学生 中学生（中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	」を「	小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。） 中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	」に改める。

（認定こども園の要件を定める条例の一部改正）

第５条　認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号カ中「いう。）」の次に「及び義務教育学校（同条に規定する義務教育学校をいう。）」を加える。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

第53条第２項第５号、第59条第１項第９号及び第101条第１項第６号中「中学校」の次に「、義

務教育学校」を加える。

（神奈川県立フラワーセンター大船植物園条例の一部改正）

第７条　神奈川県立フラワーセンター大船植物園条例（昭和39年神奈川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表の１　入園料の表の備考３中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部改正）

第８条　神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例（平成18年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表の１　入園料の表中「(小学生」の次に「(義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。)」を、「中学生（」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部改正）

第９条　神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第１の⑴の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（職業能力開発促進法施行条例の一部改正）

第10条　職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「中学校卒業者」という。)」の次に「、同法による義務教育学校を卒業した者（第４号において「義務教育学校卒業者」という。)」を加え、同項第４号中「中学校卒業者若しくは」を「中学校卒業者、義務教育学校卒業者若しくは」に改める。

（神奈川県都市公園条例の一部改正）

第11条　神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第３相模三川公園の項中「中学生（」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

別表第５保土ケ谷公園の項プールの項中「小学生」の次に「(義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。)」を加え、同表の備考２中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（神奈川県県営住宅条例の一部改正）

第12条　神奈川県県営住宅条例（平成９年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第１項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の一部改正）

第13条　神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例（昭和40年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

小学生	同	100円

」を「

小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	同	100円

」に改める。

（神奈川県立の博物館条例の一部改正）

第14条　神奈川県立の博物館条例（昭和41年神奈川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表備考２中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（神奈川県立金沢文庫条例の一部改正）

第15条　神奈川県立金沢文庫条例（昭和42年神奈川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表備考２中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（神奈川県立近代美術館条例の一部改正）

第16条　神奈川県立近代美術館条例（昭和42年神奈川県条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表備考２中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（神奈川県立スポーツ会館条例の一部改正）

第17条　神奈川県立スポーツ会館条例（昭和59年神奈川県条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表多目的室の項中「中学生（」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（神奈川県立のふれあいの村条例の一部改正）

第18条　神奈川県立のふれあいの村条例（平成２年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表宿泊を伴う利用の項中「小学生」の次に「（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）」を、「中学生（」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部改正）

第19条　神奈川県立山岳スポーツセンター条例（平成９年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表宿泊室の項中「小学生」の次に「（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。）」を加える。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　第３条、第４条、第８条、第11条及び第17条から第19条までに規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の当該各条例により設置された施設の利用等に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を目的とする義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第35号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年神奈川県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第８項中「、新条例第７条第６項中「在職期間に１年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が、」とあるのは「在職期間が、６月未満の場合には、これを切り捨て、」とし」を削る。

附則第９項中「以後」を「から平成28年３月31日まで」に改め、「算定する場合」の次に「（同日後に退職した職員の退職手当を職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年神奈川県条例第９号）附則第２条第１項の規定により当該職員が同条例の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとして算定する場合を含む。）」を加え、「前項の規定により読み替えられた同条第６項に該当する」を「その在職期間が１年未満である」に改め、「には」の次に「、同条第６項の規定にかかわらず」を加え、「、当分の間」を削る。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

職員の退職手当の在職期間の算定について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第36号議案

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第２条中第９号を第11号とし、第８号を第10号とし、同条第７号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第９号とし、同条中第６号を第７号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑻　職員の退職管理の状況

第２条中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　職員の人事評価の状況

第３条第４号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　改正後の第２条の規定（職員の退職管理の状況に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日以後の期間の状況に係る任命権者の報告について適用し、同日前の期間の状況に係る任命権者の報告については、なお従前の例による。

３　この条例の施行前にあった不服申立てに係る人事委員会の報告については、改正後の第３条第４号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第37号議案

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第６条を第７条とし、第３条から第５条までを１条ずつ繰り下げる。

第２条第１項中「神奈川県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。)」を「委員会」に改め、同条を第３条とする。

第１条の次に次の１条を加える。

（委員会の設置）

第２条　次の表の左欄に掲げる地方独立行政法人ごとに同表の右欄に掲げる一の神奈川県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

地方独立行政法人	委員会
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に神奈川県地方独立行政法人評価委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第３条第２項の規定により、神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の同条第３項の規定にかかわらず、平成29年３月31日までとする。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立にあたり、新たな地方独立行政法人評価委員会を設置するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第38号議案

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県公営競技収益配分金等管理会計の項中「及び解散した神奈川県競輪組合の清算」を削る。

附　則

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

2　神奈川県公営競技収益配分金等管理会計の平成27年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

解散した神奈川県競輪組合の清算終了に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第39号議案

産業集積の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

産業集積の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例

第１条中「への産業集積」を「における企業の立地」に改める。

第２条第１号中「産業集積支援事業」を「企業立地支援事業」に、「製造業又は情報通信業（情報サービス業及び映像・音声・文字情報制作業に限る。）」を「大分類Ｅ－製造業、大分類Ｆ－電気・ガス・熱供給・水道業、大分類Ｇ－情報通信業、大分類Ｉ－卸売業、小売業、大分類Ｌ－学術研究、専門・技術サービス業、大分類Ｍ－宿泊業、飲食サービス業又は大分類Ｎ－生活関連サービス業、娯楽業」に、「への集積を支援する」を「における企業の立地を支援することが適当である」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア　食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業

イ　ロボットに関する事業

第２条第１号エからカまでを次のように改める。

エ　水素エネルギーに関する事業

オ　観光に関する事業

カ　技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業

第２条第１号に次のように加える。

キ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業

ク　情報通信又は電子工学に関する事業

ケ　輸送用機械器具に関する事業

第２条第２号中「産業集積支援事業を」を「企業立地支援事業を」に、「その者の主たる事務所若しくは事業所若しくは当該産業集積支援事業に関する」を「当該企業立地支援事業に関する事務所、事業所、」に改める。

第３条中「産業集積支援事業」を「企業立地支援事業」に、「平成25年４月１日から平成28年３月31日」を「平成28年４月１日から平成31年３月31日」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　改正前の第２条第１号の産業集積支援事業を行う者（平成25年４月１日から平成28年３月31日までの間に当該産業集積支援事業に係る同号の規定による認定の申請をした者に限る。）が同条第２号の対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

新たな企業誘致施策の実施に伴い、不動産取得税の不均一課税に関する規定に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第40号議案

かながわボランタリー活動推進基金21条例の一部を改正する条例

かながわボランタリー活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号ウを削り、同項第２号エ中「及びウ」を「、ウに掲げる償還金及び利子並びにエ」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　県が平成４年度に一般会計において一般財団法人神奈川県警友会に対して貸し付けた警友病院建設資金貸付金の償還金及び利子

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

一般財団法人神奈川県警友会に貸し付けた警友病院建設資金貸付金の一括償還に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第41号議案

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第５節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第１款　総則（第114条・第115条）

第２款　人員に関する基準（第116条・第117条）　を

第３款　設備に関する基準（第118条・第119条）

第４款　運営に関する基準（第120条～第131条）　」

「第５節　削除　」に改める。

第100条第１項第３号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「(第２項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。)」を削り、同項を同条第３項とし、同条第５項中「及び第２項」を削り、同項を同条第４項とし、同条第６項中「第２項、第４項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項から第９項までを１項ずつ繰り上げる。

第102条第２項第１号中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)」に改める。

第７章第５節を次のように改める。

第５節　削除

第114条から第131条まで　削除

第132条第１項第３号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、「この条」の次に「及び第134条」を加え、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項第３号」を「前項第３号」に改め、「(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第２項とし、同条第４項中「及び第２項」を削り、同項を同条第３項とし、同条第５項中「前各項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第６項を同条第５項とし、同条第７項を同条第６項とする。

第134条第２項第１号中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第246条第３項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サ

ービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　指定訪問介護

⑵　指定訪問看護

⑶　指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附則第2項中「、第130条第2項」を削る。

附　則

1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2　この条例の施行前に改正前の第114条に規定する指定療養通所介護の提供を受けていた利用者に対する当該提供に関する改正前の第130条第2項に規定する記録の保存については、なお従前の例による。この場合において、同項中「完結の日」とあるのは、「完結の日又は平成28年4月1日のいずれか早い日」とする。

平成28年2月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の基準に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第42号議案

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第233条第2項中「いう。)、」の次に「指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)、」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」の次に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

附　則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の基準に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第37号）附則第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第98条第１項第３号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という」に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）（以下「指定通所介護等」という」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第９項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第８項まで」を「第７項まで」に改め、「関する基準」の次に「又は当該事業所が所在する市町村が法第78条の４第１項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所に置くべき従業者に関する部分に限る。）」を加える。

第100条第５項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「関する基準」の次に「又は当該事業所が所在する市町村が法第78条の４第２項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定地域密着型通所介護の事業に係る設備に関する部分に限る。）」を加える。

第113条第７項中「第６項まで」を「第５項まで」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第３項の表第98条第１項第３号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という」に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）（以下「指定通所介護等」という」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同表第

98条第９項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第８項までに規定する」を「第７項までに規定する人員に関する基準又は当該事業所が所在する市町村が法第78条の４第１項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所に置くべき従業者に関する部分に限る。）」に改め、「第一号通所事業の」の次に「人員に関する基準」を加え、同表第100条第５項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「までに規定する」の次に「設備に関する基準又は当該事業所が所在する市町村が法第78条の４第２項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定地域密着型通所介護の事業に係る設備に関する部分に限る。）」を加え、「第一号通所事業の」を「当該第一号通所事業の設備に関する基準」に改め、同表第113条第７項の項中「第６項まで」を「第５項まで」に改める。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第２条第３号及び第４条第３号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の基準に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

定県第44号議案

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第52条第２項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加え、「認定子ども園」を「認定こども園」に改める。

第61条の見出しを「(指定通所介護事業所等に関する特例)」に改め、同条中「いう。）が」を「いう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）が」に、「以下同じ。）を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という」に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第１号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の次に「(指定居宅サービス等基準第95条第２項第１号又は指定地域密着型サービス基準第22条第２項第１号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第２号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第３号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第61条の２中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に、「以下同じ。）又は」を「）又は」に、「以下同じ。）の」を「）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）の」に改め、同条第１号中「、第81条」を「若しくは第81条」に、「若しくは」を「又は」に、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第４条第１項の規定により自立訓練（障害者総合支援法第５条第12項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。)」を「、指定障害福祉サービス基準条例第150条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。)」に、「障害者及び障害児」を「障害児及び障害者」に改め、同条第２号中「、第81条」を「若しくは第81条」に、「若しくは」を「又は」に、「又は特区省令第４条第１項

の規定により自立訓練」を「、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）」に、「障害者及び障害児」を「障害児及び障害者」に改め、同条第4号中「、第81条」を「若しくは第81条」に、「若しくは」を「又は」に、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練」を「、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）」に、「障害者及び障害児」を「障害児及び障害者」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

附　則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業所が特例として障害児に対して児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する場合の基準等を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第45号議案

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第９号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第151条」を「～第151条」に、「・第161条」を「～第161条」に改める。

第96条第１号中「以下同じ。）であって」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。）を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に改め、同条第２号中「以下同じ。）の食堂」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第95条第２項第１号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第２項第１号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第３号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第97条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう」に、「以下同じ。）が」を「）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が」に、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ」を「指定小規模多機能型居宅介護をいう」に、「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ」を「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という」に改め、同条第１号中「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第150条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第２号中「通いサービス、」の次に「第150条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第３号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第４号中「通いサービス、」の次に「第150条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓

練とみなされる通いサービス」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改め、「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加える。

第150条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2　次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、前条の規定は、適用しない。

⑴　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサ

ービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）までの範囲内とすること。

登　録　定　員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

⑷　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者とみなした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。

⑸　この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第160条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2　次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、前条の規定は、適用しない。

⑴　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業

所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）までの範囲内とすること。

登　録　定　員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

⑷　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者とみなした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。

⑸　この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設か

ら必要な技術的支援を受けていること。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所等が特例として障害者に対して自立訓練のための通いサービスを提供する場合の基準等を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第46号議案

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例（平成21年神奈川県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第14条を削る。

第15条第２項第４号中「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定する」を「同法第４条第６項に規定する食品表示基準のうち」に、「、賞味期限又は特定原材料」を「その他当該食品表示基準に従った表示がされていないことにより県民の健康が損なわれるおそれがある事項として規則で定めるもの」に改め、同条第４項第２号中「次のいずれかに該当するもの」を「当該食品等の販売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の事項が表示された販売者」に改め、同号ア及びイを削り、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条中「第16条第１項」を「第15条第１項」に改め、同条を第17条とする。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第２項を削り、附則第１項の項番号を削る。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

平成27年度に行った条例の見直しに伴い、遺伝子組換え作物との交雑の防止等のための助言、指導等の規定を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第47号議案

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第５条中「児童福祉施設等」を「政令第19条第１項に規定する児童福祉施設等（第15条において「児童福祉施設等」という。）」に改める。

第11条中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

第12条中「もので」を「建築物をいい」に、「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第27条第１項の規定に適合する建築物」に改める。

第15条中「下宿又は児童福祉施設等」の次に「（幼保連携型認定こども園を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第30条第２項中「第13条、」を「第13条並びに」に改め、「並びに第18条」を削る。

第43条第４項中「耐火建築物」の次に「、法第27条第１項の規定に適合する建築物（その主要構造部の性能が政令第110条第２号に掲げる基準に適合するものに限る。）又は１時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物」を加える。

第52条の９第４項を次のように改める。

４　前項第１号の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

⑴　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項において「自動車車庫等部分」という。）

⑵　専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項において「備蓄倉庫部分」という。）

⑶　蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項において「蓄電池設置部分」という。）

⑷　自家発電設備を設ける部分（次項において「自家発電設備設置部分」という。）

⑸　貯水槽を設ける部分（次項において「貯水槽設置部分」という。）

第52条の９第５項中「同項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積については」を「次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ」に、「の５分の１」を「に当該各号に定める割合を乗じて得た面積」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　自動車車庫等部分　５分の１

⑵　備蓄倉庫部分　50分の１

⑶　蓄電池設置部分　50分の１

⑷　自家発電設備設置部分　100分の１

⑸　貯水槽設置部分　100分の１

第55条中「、第18条」を削り、「第３章第６節」の次に「、第48条第１項から第３項まで」を加え、「まで及び」を「まで、」に改める。

第56条第１項及び第３項中「、第45条」を削る。

第59条第１項中「第15条から」の次に「第17条まで、第19条から」を加え、「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改め、「、第45条」を削り、「設計者（」の次に「設計図書に記載された法第98

条第１項第２号に規定する認定建築材料等（以下この項において「認定建築材料等」という。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「においては、」を「（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては」に改める。

附　則

１　この条例は、平成28年６月１日から施行する。ただし、第11条の改正規定（「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える部分に限る。）は、同年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

平成26年度に行った条例の見直しに伴い、建築物の利用の多様化等に対応するため、学校や興行場等の建築物に対する規制を緩和するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第48号議案

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例（平成13年神奈川県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「農家に属する土地所有者の２親等内の直系血族」を「農家を離れた者の１親等の血族」に改め、同条第５号中「、次のいずれかに該当するものを建築することを目的として行う」を「行う次に掲げる」に改め、「(開発区域の面積が1,000平方メートル未満であるものに限る。)」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア　次のいずれかに該当するものを建築することを目的として行う開発行為（開発区域の面積が3,000平方メートル未満であるものに限る。）

㈠　専用住宅

㈡　長屋又は共同住宅であって、次のいずれにも該当するもの

a　敷地が幅員４メートル以上の道路に接していること又は開発行為等により敷地が幅員４メートル以上の道路に接することが明らかであると認められること。

b　各戸の床面積（バルコニーの床面積を除く。）が50平方メートル以上であること。

c　樹木等の保全、適切な植栽等が行われる土地の面積の開発区域の面積に対する割合が、100分の10以上であると認められること。

d　開発区域内に、予定戸数以上の区画数の駐車場が確保されていること。

イ　建築基準法別表第２㈹項に掲げる建築物（専用住宅、長屋及び共同住宅を除く。）を建築することを目的として行う開発行為（開発区域の面積が1,000平方メートル未満であるものに限る。）

第４条第３号中「建築物（」の次に「同号ア㈠又は㈡に該当するものにあっては敷地面積が3,000平方メートル未満であるものに限り、同号イに規定する建築物にあっては」を加える。

附　則

１　この条例は、平成28年６月１日から施行する。

２　改正後の第２条第２号及び第５号並びに第４条第３号の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可及び同法第43条第１項の許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

平成26年度に行った条例見直しに伴い、市街化調整区域における既存宅地の開発区域面積を拡大し、居住用の専用住宅を建築することができる者の範囲を改めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第49号議案

神奈川県建築審査会条例の一部を改正する条例

神奈川県建築審査会条例（昭和25年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「(組織等)」に改め、同条に次の３項を加える。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第３条第１項第３号中「第94条第１項」を「第94条第１項前段」に改める。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による建築基準法の一部改正に伴い、神奈川県建築審査会の組織に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第50号議案

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

学校の種別	定数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）	24,576人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）	13,561人
特別支援学校	1,597人
高等学校（定時制の課程を置くもの）	19人
合計	39,753人

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

定県第51号議案

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

職員の区分		定数
警察官	警視	391人
	警部	923人
	警部補及び巡査部長	9,403人
	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,929人
	計	15,646人
警察官以外の職員		1,679人
合計		17,325人

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方警察職員の増員及び事務事業の見直しに伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

定県第52号議案

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
農道整備事業	小田原市	84,913 千円
〃	中井町	6,667
〃	湯河原町	11,649
県営ほ場整備事業	南足柄市	7,770
農地保全事業	小田原市	4,500
農業用施設防災対策事業	愛川町	4,500
湛水防除事業	小田原市	14,816
〃	伊勢原市	4,600
〃	大井町	1,184
県営漁港整備事業	小田原市	67,100
〃	三浦市	59,950
相模川流域下水道事業	相模原市	249,476
〃	平塚市	116,141
〃	藤沢市	9,551
〃	茅ヶ崎市	81,757
〃	厚木市	112,626
〃	伊勢原市	16,505
〃	海老名市	55,931
〃	座間市	42,484
〃	綾瀬市	12,683
〃	寒川町	30,029
〃	大磯町	11,920
〃	愛川町	24,985
酒匂川流域下水道事業	小田原市	246,290
〃	秦野市	1,109
〃	南足柄市	7,888
〃	二宮町	2,387

〃	中　井　町	570
〃	大　井　町	8,498
〃	松　田　町	6,564
〃	山　北　町	7,923
〃	開　成　町	7,835
〃	箱　根　町	130,106
相模川流域下水道管理事業	相模原市	2,811,335
〃	平　塚　市	1,174,621
〃	藤　沢　市	54,707
〃	茅ケ崎市	1,110,667
〃	厚　木　市	1,271,181
〃	伊勢原市	149,729
〃	海老名市	644,626
〃	座　間　市	445,410
〃	綾　瀬　市	121,822
〃	寒　川　町	216,067
〃	大　磯　町	63,612
〃	愛　川　町	194,608
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,243,971
〃	秦　野　市	26,814
〃	南足柄市	310,653
〃	二　宮　町	109,281
〃	中　井　町	68,719
〃	大　井　町	105,320
〃	松　田　町	61,971
〃	山　北　町	166,422
〃	開　成　町	117,966

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第６項、地方財政法第27条第２項及び下水道法第31条の２第２項の規定により提案するものであります。

定県第53号議案

神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第３項の規定により、平成28年12月１日から次のとおり神奈川県相模原市の区域を東京都町田市に編入し、東京都町田市の区域を神奈川県相模原市に編入することを総務大臣に申請するものとする。

１　神奈川県相模原市から東京都町田市に編入する区域

相模原市中央区宮下本町二丁目2274の２、2283の１の一部、2283の２の一部、2284の１から2284の９まで、2288の２の一部、2289の３の一部、2290の３の一部、2291の４の一部、2292の２の一部、2294の一部、2295の７の一部、2296の３の一部、2300の２の一部、2301の２の一部、2301の３の一部、2333から2335までの各一部、2342の４の一部、2343の一部、2344の一部、2354の一部、宮下本町三丁目1801の１から1801の８まで、1826の２の一部、1827、1828の１から1828の５まで、1829の２の一部、1830の２の一部、1841、1842の２の一部、1853、緑区東橋本三丁目496の１、496の２の一部、513の11の一部、513の14の一部、513の24の一部、514の１の一部、東橋本四丁目1162の一部、1169の２の一部、1170の１から1170の８まで、1171の３の一部、1172の４の一部、1173の２、1173の３の一部、1286の一部、1287の１の一部、1287の３の一部、1287の４の一部、1290の１の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに中央区宮下本町二丁目2273、2279、2280の２、2281の２、2295の４、2295の７、2301の１、2323の２、2324、2355の７、2355の８、宮下本町三丁目1777の３、1799の７、1799の９、1800の２、1802の１、1802の２、1805、1806、1808の11、1809の１、1809の２、1825の２、1842の１、1852、1854の４、1854の６、1854の７、緑区東橋本三丁目495の６、495の７、1142の２、1147の１、1148の２、1149の２、1150の１、1152、1155の16、東橋本四丁目1161の18、1163の２、1174の２、1284の７から1284の９まで、1289の10、1291の２の地先の道路、水路である国有地の一部

２　東京都町田市から神奈川県相模原市に編入する区域

町田市小山町字九号1168の４の一部、字二十二号2450の８の一部、2451の２、2451の３の一部、2464の２、2464の３の一部、2465の２の一部、2493の５の一部、2494の６の一部、2499の７の一部、字二十三号2610の２の一部、2621の４、2621の５の一部、2632の１の一部、2632の４の一部、2632の９の一部、字二十九号3155の２の一部、字三十三号3516の２、3516の４、3551の２の一部、字三十八号4260の２の一部、4261の２の一部、4262の１の一部、4263の４の一部、4264の２の一部、4265の２の一部、4311の２の一部、4312の２の一部、4313の２の一部、4314の一部、4331の２の一部、4333の一部、4334の２の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに小山町字九号1164の２、1168の６、字二十二号2492の３、2492の６、2493の４、2494の７、2497の３、2498の７、字二十三号2635の５、字二十九号3151の２、3151の４、字三十三号3517の２、3523の２、3551の３、3551の４、字三十四号3641の４、3655の４、3669の４、3669の22、字三十八号4272の１、4272の３、4286の２、4288の２、4290の２、4291の４、4310の２、4312の３、4316の１、4316の４、4329の２、4331の３、4331の５、4332の２の地先の道路、水路である国有地の一部

（上記の土地の表示は、平成27年10月１日現在の土地登記簿によるものである。）

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県相模原市と東京都町田市との境界に係る境川が改修された結果、神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界を変更する必要が生じたので、地方自治法第７条第６項の規定により提案するものであります。

定県第54号議案

境界変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第６条第３項の規定により、神奈川県と東京都との境界にわたる相模原市と町田市との境界を変更することに伴う財産処分については、東京都と協議の上、次の土地の所有権は従前のとおり東京都に属するものとする。

市　　名	町　　名	地　　番	地　　目	公簿面積
相模原市	中央区宮下本町三丁目	1801の７	宅　　地	98.34 ㎡
		1801の８	鉄道用地	5.84
計				104.18

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県と東京都との境界にわたる相模原市と町田市との境界変更に伴い、変更区域内にある東京都所有の財産の取扱いを定める必要が生じたため、地方自治法第６条第４項の規定により提案するものであります。

定県第55号議案

行政不服審査会の事務の受託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、行政不服審査会に関する事務を次の規約により受託するため、それぞれの町村等と協議するものとする。

行政不服審査会の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条　別記に掲げる町村等（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項に関する事務を神奈川県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条　前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、行政不服審査法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）、神奈川県行政不服審査会条例（平成28年神奈川県条例第　号）又は神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例（平成28年神奈川県条例第　号）に定めるもののほか、乙の長が定めるところによる。

（経費）

第3条　委託事務を処理する場合において要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

（条例改正の場合の措置）

第4条　委託事務に適用される乙の条例の全部又は一部が改正された場合においては、乙は当該条例を甲に通知しなければならない。

（その他必要な事項）

第5条　この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

附　則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（別記）

葉山町
寒川町
大磯町
二宮町
中井町
大井町
松田町
山北町
開成町
箱根町

真鶴町
湯河原町
愛川町
清川村
松田町外三ヶ町組合
松田町外二ヶ町組合
神奈川県内広域水道企業団
湯河原町真鶴町衛生組合
足柄東部清掃組合
足柄西部清掃組合
神奈川県川崎競馬組合
神奈川県町村情報システム共同事業組合

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

行政不服審査法の全部改正に伴い、行政処分に対する審査請求について、行政不服審査会に関する事務を町村等から受託するため、地方自治法第252条の14第３項で準用する第252条の２の２第３項の規定により提案するものであります。

定県第56号議案

神奈川県環境基本計画の変更について

神奈川県環境基本計画を別冊のとおり変更するものとする。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県環境基本計画を変更したいので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第３条第１項の規定により提案するものであります。

定県第57号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

1　契約の目的　　包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
2　契約の始期　　平成28年4月1日
3　契約の金額　　2,166万5千円を上限とする額
4　費用の支払方法　　概算払い、監査の結果に関する報告提出後に精算
5　契約の相手方　　住所　横浜市泉区緑園六丁目43番地の1
　　氏名　湯　沢　　誠
　　資格　弁護士

平成28年2月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。

定県第58号議案

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款

目次

第１章　総則（第１条～第６条）
第２章　役員（第７条～第10条）
第３章　業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）
第４章　資本金等（第13条・第14条）
第５章　委任（第15条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この地方独立行政法人は、産業技術その他の科学技術に関する研究開発、技術支援等の業務を総合的に行うことにより、産業技術その他の科学技術の向上及びその成果の普及を図り、もって県内産業の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

（名称）

第２条　この地方独立行政法人は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第３条　法人の設立団体は、神奈川県とする。

（事務所の所在地）

第４条　法人の主たる事務所は、神奈川県海老名市に置く。

（法人の種別）

第５条　法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第６条　法人の公告は、神奈川県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載又は利用することができないときは、法人の主たる事務所の掲示場に掲示することによってその登載又は利用に代えることができる。

第２章　役員

（定数）

第７条　法人に、役員として、理事長１人、副理事長１人、理事２人以内及び監事２人以内を置く。

２　法人に、副理事長を置かないことができる。

（職務及び権限）

第８条　理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

３　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理

事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、法人の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神奈川県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第９条　理事長は、知事が任命する。

2　副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3　監事は、知事が任命する。

（役員の任期）

第10条　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

第３章　業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第11条　法人は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

⑴　産業技術その他の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。

⑵　前号に掲げる業務に係る成果の普及及び活用の促進を行うこと。

⑶　産業技術その他の科学技術に関する技術支援及び人材育成を行うこと。

⑷　法人の施設及び設備を企業等の利用に供すること。

⑸　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第12条　法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第４章　資本金等

（資本金）

第13条　法人の資本金は、神奈川県が出資する別表第１及び別表第２に掲げる資産とし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として神奈川県が評価した価額の合計額とする。

（解散した場合の残余財産の帰属）

第14条　法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、神奈川県に帰属する。

第５章　委任

（規程への委任）

第15条　法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附　則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表第１（第13条関係）

資産の種別	地　　番	地積（平方メートル）
土　　地	海老名市下今泉字田中 705 番 1	12,837.00
同	海老名市下今泉字田中 705 番 2	569.00
同	海老名市上今泉字沓形1897番 2	2,412.00
同	海老名市上今泉字沓形1897番 6	114.03
同	海老名市上今泉字沓形1922番 1	13,323.00
同	海老名市上今泉字沓形1922番 4	243.40
同	海老名市上今泉字沓形1922番 7	0.47
同	海老名市上今泉字沓形1922番 9	1.42
同	海老名市上今泉字沓形1922番10	157.60
同	海老名市上今泉字沓形1922番11	332.08
同	海老名市上今泉字沓形1929番 2	0.04

別表第２（第13条関係）

資産の種別	名　　称	所　　在　　地	延べ床面積（平方メートル）
建　　物	管理・情報棟、研究棟及び実験棟	海老名市下今泉 705 番地の 1	28,033.75
同	試作実験棟	同	3,109.29
同	附属施設棟	同	697.22
同	実験別棟	同	327.00
同	危険物倉庫(1)	同	50.00
同	危険物倉庫(2)	同	50.00
同	排風機小屋	同	5.16

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方独立行政法人法第７条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の定款について、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第59号議案

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の一部を次のように変更する。

別表第２建物の項精神医療センター（旧　精神医療センター芹香病院）の項中

「

管理診療棟	管理診療棟 （平成27年11月除却）
ポンプ棟	ポンプ棟 （平成27年11月除却）
サービス棟	サービス棟 （平成27年11月除却）
Ａ病棟	Ａ病棟 （平成27年11月除却）
Ｂ病棟	Ｂ病棟 （平成27年11月除却）

」を「　」に、

「Ｃ病棟」を「Ｃ病棟（平成27年11月除却）」に、

「車庫棟」を「車庫棟（平成27年11月除却）」に、

精神医療センター（旧　精神医療センターせりがや病院）の項中

「

本館	本館 （平成27年11月除却）
倉庫棟	倉庫棟 （平成27年11月除却）
車庫棟	車庫棟 （平成27年11月除却）
第２医療職員公舎	第２医療職員公舎 （平成23年11月こども医療センターに管理換え）
ポンプ室	ポンプ室 （平成23年11月こども医療センターに管理換え）

」を「　」に改める。

附　則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第８条第２項の規定による総務大臣の認可の日から施行する。

平成28年２月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

精神医療センターの旧病棟等の除却工事が完了したこと等に伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産を除却したため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款を変更したいので、地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。